

※分からないことや詳しいことは、[問](#)に問い合わせてください。

市有地を買いませんか 一般競争入札を行います

[問](#)財政課管財係
☎ 63-1292

●入札物件（土地）

物件番号	名称	所在地	地目	面積	最低売払価格	坪単価※
1	旧荒尾郵便局跡地	昭和町 46 番 1	宅地	1098.62㎡	2,398 万円	7 万 2,030 円
2	川登字杉谷市有地	川登字杉谷 1960 番 108	宅地	362.75㎡	540 万円	4 万 9,125 円
3	旧助丸公民館用地	下井手字丸山 729 番 1	宅地	306.29㎡	290 万円	3 万 1,245 円

※坪単価は千円未満を四捨五入して計算しています。

【入札の参加手順】

①参加申込み

「入札参加申込書」に必要書類を添えて提出してください。

●申込期間 8 月 13 日（月）～ 31 日（金）

●申込場所 市役所 2 階 財政課

②入札実施

●入札日時 9 月 7 日（金）午後 1 時 30 分～

※物件番号順に 30 分ごとに実施

●入札場所 市役所 2 階入札室

●入札保証金 最低売払価格の 10%の金額を入札保証金として、入札当日預かります。

※落札者以外の入札保証金は、即日返還します。

③開札と落札者決定

入札閉切後、ただちに開札します。最低売払価格以上で、最高価格の入札者を落札者とします。

④その他

・現地説明を希望する人は、申込期間中に事前連絡をいただくと、ご案内します。

・入札手続などを詳しく記した「荒尾市有財産の売払いに伴う一般競争入札実施要領」を財政課に用意しています。市ホームページからもご覧いただけます。

・入札による落札者がなかった物件は、9 月 10 日（月）から最低売払価格で買受人を募集します。

「荒尾市ふるさと応援寄附金」でふるさとを応援してください

[問](#)政策企画課政策経営室
☎ 63-1273

「生まれ育ったふるさとを応援したい、自分と関わりが深い地域に貢献したい」という人が、その自治体に寄付した場合、個人住民税・所得税が一定額まで控除される「ふるさと納税制度」が平成 20 年 5 月に創設されてから、これまでに 940 万円（64 件）の寄付をいただきました。

荒尾市では、お寄せいただいた寄付金を「荒尾市ふるさと応援寄附金」として積み立て、本市の活性化のため、寄付者が指定した事業に活用します。

市外の家族や知り合いが帰省されたときに、ぜひ PR していただきますようお願いします。



▲ラムサール条約湿地に
登録された荒尾市湯元川
（写真…荒尾市環境課提供）

●寄付の状況（平成 24 年 6 月末現在）

事業の種類	件数	金額
1. 歴史・文化等振興事業	8 件	14 万 8 千円
2. 地域の元気づくり事業	6 件	17 万円
3. 子育て等支援事業	8 件	21 万 5 千円
4. 生きがい・医療・福祉等支援事業	9 件	50 万 1,500 円
5. 自然・環境保全事業	5 件	11 万 5,500 円
6. 有明優都戦略等地域振興事業	28 件	825 万 1,400 円
合計	64 件	940 万 1,400 円

●寄附金控除額

寄付金の 2 千円を超える部分について、居住地の住民税（所得割）のおおむね 1 割を限度に、所得税と翌年度に課税される住民税から税額控除されます。

●申込方法

申込書は電話などで政策企画課へご請求いただくか、市のホームページから取り寄せてください。※ホームページから直接申し込むこともできます。

児童扶養手当 現況届を提出してください

[問](#)子育て支援課
☎ 63-1417

児童扶養手当を受給している人（支給停止になっている人も含む）は、平成 24 年度現況届を提出してください。提出されませんと 12 月分（8 ～ 11 月分）からの受給ができなくなります。なお、住民票の提出は不要です。

●受付期間 8 月 6 日（月）～ 17 日（金）
※予備日…20 日（月）～ 31 日（金）

●受付場所 子育て支援課⑭窓口

●必要なもの

①児童扶養手当現況届

②健康保険証（受給者と児童のもの）

③朱肉を使用する印鑑

④手当証書

⑤その他現況届に必要な書類

受給資格を確認します

～ひとり親家庭等医療費助成～

「ひとり親家庭等医療費助成受給資格」を持っている人は、児童扶養手当の現況届と同時に受給資格を確認します。

●受付期間 8 月 6 日（月）～ 17 日（金）
※予備日…20 日（月）～ 31 日（金）

●受付場所 子育て支援課⑭窓口

●必要なもの

①ひとり親家庭等医療費助成受給資格者証

②健康保険証

③朱肉を使用する印鑑

【児童扶養手当を受給することができる人】

18 歳になる日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童を扶養している父または母、父または母に代わって養育している人（養育者）で、次の①～⑧の条件に当てはまる人です。児童に中程度以上の障がいがある場合は、20 歳未満まで受給できます。いずれの場合も国籍は問いません。

①父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童

②父または母が死亡した児童

③父または母に重度の障がい（国民年金の障害等級 1 級程度）がある児童

④父または母の生死が明らかでない児童

⑤父または母から引き続き 1 年以上遺棄されている児童

⑥父または母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童

⑦母が婚姻によらないで妊娠した児童

⑧母が児童を妊娠したときの事情が不明である児童

※公的年金の受給ができるときなど、上の条件に当てはまっても受給できない場合があります。

【8 月から配偶者からの暴力（DV）被害者に対する児童扶養手当の支給要件が一部改正されます】

平成 24 年 8 月から、児童扶養手当の支給要件に、『配偶者からの暴力（DV）で「裁判所からの保護命令」が出された場合』が加わりました。児童扶養手当を受給するためには、市へ申請が必要ですので、早めにお問い合わせのうえ、手続きをしてください。

※ 8 月 1 日に支給対象になった人は、8 月中に申請をすれば 8 月分から支給できます。

高齢者・障がい者 福祉特別乗車証交付申請を受け付けています

[問](#)福祉課総務係・福祉係
☎ 63-1406

産交バスの市内全区間で運賃が安くなります。荒尾市民でなくなった場合は、どちらの乗車証も返還が必要です。

【高齢者の場合】

●対象者 70 歳以上の人

●運賃

1 回の乗車につき 100 円

●申請に必要なもの

①写真（右の規格のもの）

②年齢を証明する健康保険証、免許証など

●有効期限 無期限

●受付場所 福祉課総務係

【障がい者の場合】

●対象者

障害者手帳 1・2 級を持っている人

療育手帳 A1・A2 を持っている人

精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を持っている人

●運賃 無料

●申請に必要なもの

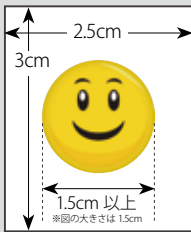
①写真（右の規格のもの）

②障害者手帳、療育手帳

●有効期限 発行から 5 年間

●受付場所 福祉課福祉係

【写真の規格（原寸図）】



6 カ月以内に撮影した証明写真かスナップ写真で、帽子をかぶっていない正面向きのもの。